

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、資金を積み立てるのに必要な経費を交付する方式から単年度ごとに所要額を交付する方式に変更されたため、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県農地を守る直接支払基金は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成23年2月1日とする。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) がん及び感染症を予防するためのワクチンの接種を促進するため、新たに鳥取県ワクチン接種緊急促進基金を設置するとともに、高齢者等に係る地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを支援するため、鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の拡充を行う。
- (2) 中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、資金を積み立てるのに必要な経費を交付する方式から単年度ごとに所要額を交付する方式に変更されたため、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 新たに鳥取県ワクチン接種緊急促進基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県ワクチン接種緊急促進基金	子宮頸がん <sup>けい</sup> 予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進し、がん及び感染症の予防を図ること。

- (2) 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置目的に、高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体制づくりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備することを加える。
- (3) 鳥取県農地を守る直接支払基金は、廃止する。

名称	設置目的
鳥取県農地を守る直接支払基金	中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。

- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区分		ア 平成22年度			イ 平成23年度以降		
		6月	12月	年間計	6月	12月	年間計
a b以外の職員	現行	100分の111	100分の130	100分の241	100分の111	100分の134	100分の245
	改正後	同上	100分の134	100分の245	100分の113	100分の132	同上

	特定幹部職員	現行	100分の91	100分の110	100分の201	100分の91	100分の114	100分の205
		改正後	同上	100分の114	100分の205	100分の93	100分の112	同上
b	再任用職員	現行	100分の60	100分の70	100分の130	100分の60	100分の72	100分の132
		改正後	同上	100分の72	100分の132	100分の61	100分の71	同上
	特定幹部職員	現行	100分の50	100分の60	100分の110	100分の50	100分の62	100分の112
		改正後	同上	100分の62	100分の112	100分の51	100分の61	同上

イの区分における「現行」の支給割合は、アによる改正後の支給割合を示す。

- (2) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正  
 期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区 分		ア 平成22年度			イ 平成23年度以降		
		6月	12月	年間計	6月	12月	年間計
任期付研究員又は 任期付職員	現行	100分の138	100分の153	100分の291	100分の138	100分の156	100分の294
	改正後	同上	100分の156	100分の294	100分の139	100分の155	同上

イの区分における「現行」の支給割合は、アによる改正後の支給割合を示す。

- (3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成23年1月1日とする(1)のイの区分及び(2)のイの区分を除き、公布日とする。

イ (1)のアの区分及び(2)のアの区分は、平成22年12月1日から適用する。